

佐賀県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
古賀素子歯科医院	鳥栖市原古賀町三本松八六一番地	平成二一・一〇・三
さがステーション眼科	佐賀市駅前中央一丁目一番二〇号	平成二一・一〇・一
上村泌尿器科医院	鳥栖市古賀町三四三番地	平成二一・八・四
久保調剤薬局	鳥栖市古賀町三六〇番地	平成二一・九・一
井出歯科医院	西松浦郡有田町立部乙二二四九番地一	平成二一・八・二八
宮崎外科胃腸科	唐津市新興町三〇〇一番地三	平成二一・一〇・二〇